

水・土壌・大気部会の活動概要

1 令和 7 年度の部会開催状況

月 日	議 事 等
令和 7 年 7 月 17 日	○ 令和 6 年度大気汚染状況測定結果について（報告） ○ 令和 6 年度公共用水域水質測定結果について（報告） ○ 第 8 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の事業進捗状況について（報告） ○ その他
令和 8 年 3 月 25 日	○ 令和 8 年度公共用水域水質測定計画について ○ 令和 7 年度地下水質測定結果について ○ 令和 8 年度地下水質測定計画について ○ 大気常時監視測定局の移転について ○ 第 9 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の策定に向けて ○ その他

2 令和 8 年度の部会審議予定

(1) 令和 8 年 6 月 26 日（金）

- 令和 7 年度大気汚染状況測定結果について
- 令和 7 年度公共用水域水質測定結果について
- 第 8 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の振り返りについて
- 第 9 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（骨子案）について
- その他

(2) 令和 8 年 9 月

- 第 9 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（素案）について
- 第 9 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画における将来水質予測シミュレーションについて
- その他

(3) 令和8年11月

- 第9期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（答申案）について
- その他

(4) 令和9年3月下旬

- 令和9年度公共用水域水質測定計画について
- 令和8年度地下水質測定結果について
- 令和9年度地下水質測定計画について
- その他

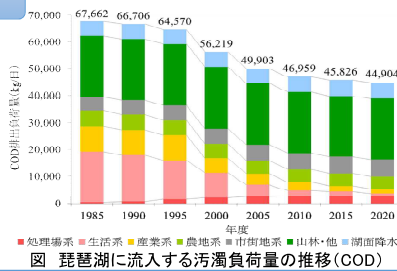
第1章 琵琶湖の水質保全対策の状況

1. 琵琶湖と湖沼水質保全計画

- 昭和59(1984)年に湖沼水質保全特別措置法(以下「湖沼法」という。)が制定され、昭和60(1985)年に琵琶湖が湖沼法に基づく指定湖沼に指定された。滋賀県と京都府は、昭和61(1986)年度以降5年ごとに湖沼計画を策定している。
- 平成18(2006)年度からは、赤野井湾流出水対策推進計画を策定し、重点的に流出水対策を実施している。
- 湖沼計画の推進にあたっては、琵琶湖保全再生計画との整合を図る。

2. 水質保全対策の実施状況

- これまで様々な事業を実施することにより、琵琶湖に流入する汚濁負荷を低減してきた結果、琵琶湖に流入する汚濁負荷は、COD、全窒素および全りんのうち最も低減されている。
- TOC(全有機炭素)についても同様の傾向である。



3. 水質の動向

- CODは、北湖で第7期湖沼計画の目標値を達成したが、南湖では目標値より高い値となった。
- 全窒素は北湖、南湖ともに第7期湖沼計画の目標値を達成した。
- 特に北湖の全窒素は、令和元(2019)年度、令和2(2020)年度と2年続けて環境基準を達成した。

項目		目標値	現状 (令和2年度)	達成状況 (○:達成)
COD	75%値 (環境基準値1.0)	北湖 2.8 南湖 4.6	2.8 5.3	○
	【参考】年平均値	北湖 2.4 南湖 3.2	2.5 3.5	
	年平均値 (同0.20)	北湖 0.24 南湖 0.24	0.20 0.24	○
	全窒素	北湖 0.012 南湖 0.015	0.012 0.015	○
全りん	年平均値 (同0.010)	北湖 1.5 南湖 2.0	1.6 2.3	
	TOC 【参考】	北湖 1.6 南湖 2.2	1.6 2.2	

第2章 琵琶湖の水質保全に向けた取組

1. 計画期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで

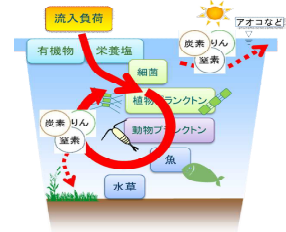
2. 琵琶湖の水質の保全に関する方針

○水質保全対策の推進

これまで取り組んできた汚濁負荷の削減対策は有効であり、引き続き推進するとともに、水質モニタリング結果を注視。

○良好な水質と豊かな生態系を両立する新たな水質管理手法の検討

栄養塩を利用して植物プランクトンが生み出した有機物が、動物プランクトン、さらには魚類へと滞りなく受け渡される過程が円滑でないことが想定され、この円滑さが非常に重要と考えられることから、生態系に関わる物質循環に関する研究を進めるとともに、研究成果等を用いて新たな水質管理手法を検討。



○気候変動の影響と思われる現象の対策等に向けた調査研究等【新規】

琵琶湖北湖の全層循環の未完了等、気候変動の影響と考えられる未経験の現象が確認されていることから、効果的かつ効率的にモニタリング等を実施。

○南湖における水草大量繁茂対策の実施

引き続き水草の刈取り・根こそぎ除去等により湖流の回復等を図る。

○プラスチックごみの増加の防止やマイクロプラスチックに係る知見の集積等【新規】

プラスチックごみの発生抑制や適正処理に向けた取組を実施。また、マイクロプラスチックに関する科学的な知見の収集等を実施。

○赤野井湾における水質改善

赤野井湾流域流出水対策推進計画に基づき、汚濁負荷削減対策等を実施。

第2章 琵琶湖の水質保全に向けた取組

3. 計画期間内に達成すべき目標

- 水質環境基準の確保を目途としつつ、計画期間内に達成すべき目標として、COD、全窒素、全りんについて目標値を定め、琵琶湖の水質の維持・改善を図る。
- すでに環境基準を達成している北湖の全窒素、全りんについては、現状水質が維持されるよう努める。

単位: mg/L

項目		現状 (令和2年度)	令和7(2025)年度 対策を講じない場合 (目標値)	令和7(2025)年度 対策を講じた場合 (目標値)
COD	75%値 (環境基準値1.0)	北湖 2.8 南湖 5.3	2.8 4.5	2.8 4.5
	【参考】年平均値	北湖 2.5 南湖 3.5	2.5 3.2	2.5 3.2
	年平均値 (同0.20)	北湖 0.20 南湖 0.24	0.20 0.25	0.20 0.24
	全窒素	北湖 0.015 南湖 0.018	0.015 0.018	0.015 0.015
全りん	年平均値 (同0.010)	北湖 0.007 南湖 0.007	0.007 0.007	0.007 0.007
	TOC 【参考】	北湖 1.6 南湖 2.2	1.6 2.2	1.6 2.2

4. 計画の目標および対策と長期ビジョンをつなぐ道筋

- 第五次滋賀県環境総合計画に掲げる目指す将来の姿、目標の達成に向けて、水質保全対策を実施し、水質の維持・改善を図る。
- 持続可能な開発目標(SDGs)や琵琶湖版SDGsであるマザーレイクゴールズ(MLGs)の達成にも貢献。

5. 水質の保全に資する事業

- 生活排水対策(下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備)
- 廃棄物処理施設の整備
- 湖沼の浄化対策(水草の除去、湖底の環境改善)
- 流入河川等の浄化対策(内湖の浄化対策、河川の浄化対策)

6. 水質の保全のための規制その他の措置

- 工場・事業場排水対策(排水規制等)
- 生活排水対策(下水道接続の促進、浄化槽の適正な設置、管理等)
- 流出水対策(農業地域対策、市街地対策、森林等自然地域対策等)
- 散在性ごみ防止に係る啓発、**プラスチックごみ等の増加の防止等**
- 公共用水域の水質監視(水質の監視、**底層DO**、動植物プランクトン等)
- 調査研究の推進(新たな水質管理手法、**気候変動の影響を見据えた水質改善対策等**)
- 自然生態系の保全と自然浄化機能の回復(里山、農地、湖辺や内湖等の保全、外来魚の駆除、侵略的外来水生植物の駆除や巡回・監視等)
- 地域住民等の協力の確保等(地域住民等の参画、環境学習等の促進)
- 国内外の湖沼を有する地域・国際機関との連携および情報発信 等

第3章 赤野井湾流域流出水対策推進計画

1. 計画策定の経緯

- 赤野井湾流域の市街地や農地などの面的な発生源からの流入負荷削減に取り組むため、湖沼法に定められた流出水対策推進計画を赤野井湾流域を対象として策定し、地域住民等とともに対策を推進している。

2. 評価と課題

- 赤野井湾流入河川の水質は、改善傾向ないし横ばいの状況にある。
- 赤野井湾の水質(CODや透明度等)には、改善傾向が見られない。
- 流域のホテルの飛翔地域数の増加やホンモロコの産卵等が確認された。

3. 流出水対策の実施の推進に関する方針、具体的方策

【赤野井湾流域のあるべき姿】

- 赤野井湾流域ではホテルが舞い、湾内ではシジミが棲めるような水・湖底環境に維持・改善され、流域に暮らすすべての人々が誇りをもてる地域になっている。
- あるべき姿の実現を目指し、引き続き、農業排水対策、市街地排水対策、河川・湾内等の環境美化(**プラスチックごみ対策等**)等を推進する。

「第 9 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」の策定に向けて

1 経過

昭和 61 年度（1986 年度）に「第 1 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」を策定して以来、5 年ごとに見直しを行っており、令和 3 年度（2021 年度）に策定した第 8 期計画は令和 7 年度（2025 年度）をもって計画期間の満了を迎えた。このことに伴い、令和 8 年度内に第 9 期計画の策定を行う。

2 湖沼水質保全計画

（1）根拠法令

湖沼水質保全特別措置法 第 4 条

（2）概要

関係機関および関係者の合意と協力を得つつ、指定湖沼の水質保全のために必要な各種対策を計画的に取りまとめ、その総合的な推進を図るもの。

（3）第 9 期計画の主な記載事項

ア 計画期間

令和 8 年度～令和 13 年度（6 ヶ年）

イ 水質保全方針

重点的または新たな取組等（第 8 期の評価を踏まえて検討）

ウ 計画期間内に達成すべき目標

水質（COD、全窒素、全りん）の将来予測を基に水質目標値を設定

エ 水質の保全に資する事業

下水道、農業集落排水施設、浄化槽、廃棄物処理施設、水草の除去等の湖沼浄化対策等、流入河川等の浄化対策

オ 水質の保全のための規制その他の措置

工場・事業場の排水対策、生活排水対策、畜産業に係る汚濁負荷対策、魚類養殖に係る汚濁負荷対策、流出水対策、地域住民等との協働等

カ 赤野井湾流域流出水対策推進計画

3 第 9 期計画のポイント

令和 8 年 3 月策定の「琵琶湖保全再生施策に関する計画（第 3 期）」等を踏まえ、第 9 期計画で想定されるポイントは次のとおり。

ア 良好な水質と豊かな生態系を両立する水質管理手法の検討

円滑な物質循環に着目した動植物プランクトンの把握や水質モニタリングの実施など

イ 気候変動による生態系等への影響の把握および対応

気候変動が琵琶湖の生態系や湖底環境等に及ぼす影響の研究など

ウ 琵琶湖の水質監視および水質保全対策の推進

新たな知見で把握が必要となった化学物質への対応、西の湖の水質改善など

エ 県民等の多様な主体による琵琶湖に関する取組の推進

「世界湖沼の日」制定を踏まえ、「MLGs」や「びわ活」の更なる推進